

【使用料の見直し】 経営分析・事業分析報告書

2025年3月
財政・変革局 市政変革推進室

目次

- 1 目的と目標
- 2 使用料・利用料金とは
- 3 これまでの取組
- 4 現状および課題の把握
- 5 他都市の状況
- 6 枠組みの転換
- 7 変革案・打ち手
- 8 打ち手の検討体制及び実行体制
- 9 行程表（スケジュール）

目次

- 1 目的と目標
- 2 使用料・利用料金とは
- 3 これまでの取組
- 4 現状および課題の把握
- 5 他都市の状況
- 6 枠組みの転換
- 7 変革案・打ち手
- 8 打ち手の検討体制及び実行体制
- 9 行程表（スケジュール）

1 目的と目標

(目的)

公の施設の使用料・利用料金（以下、「使用料」という。）について、受益者負担の原則により利用者と未利用者との負担の公平性・公正性を確保し、行政サービスの持続可能な提供体制を確立する。



(目標)

受益と負担のあり方の視点を踏まえた受益者負担の割合が適切な水準の維持。

目次

- 1 目的と目標
- 2 使用料・利用料金とは
- 3 これまでの取組
- 4 現状および課題の把握
- 5 他都市の状況
- 6 枠組みの転換
- 7 変革案・打ち手
- 8 打ち手の検討体制及び実行体制
- 9 行程表（スケジュール）

2 使用料・利用料金とは

使用料・・・公の施設の利用や行政財産の使用の対価として徴収される料金。
または、指定管理者に収受させる料金。

<参考> 地方自治法(抜粋)

(使用料)

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(略)

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(略)

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(略)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(略)

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

2 使用料・利用料金とは

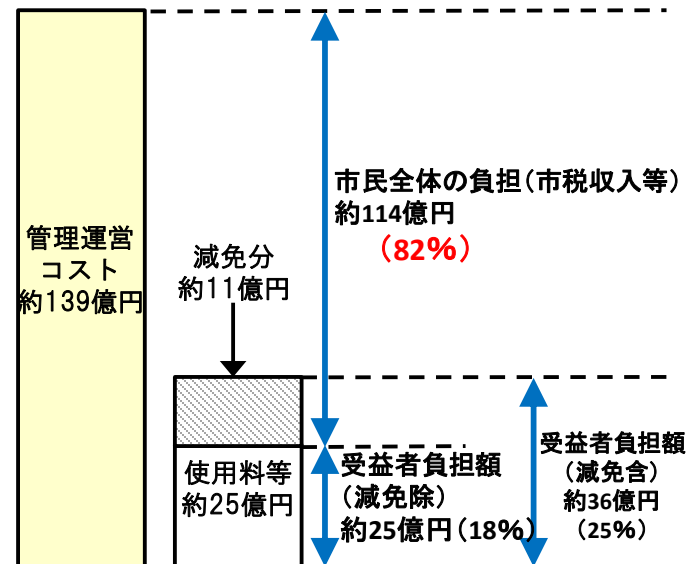
○公の施設の使用料について

- ・市民の福祉を増進する目的で設置されている「公の施設」の維持管理・運営費は、施設利用者が負担している「使用料」と、施設を利用しない人も含めた市民全体で負担している「市税収入等」で賄われている。
- ・北九州市の公の施設の多くでは、使用料の収入に対して維持管理・運営費の支出が超過しており、管理運営コストの80%以上は市税収入等により賄われている。

公の施設の運営状況（平成 25～27 年度決算平均額）

- | | |
|----------------|--|
| ①対象施設： | 417 施設※ |
| ②管理運営コスト： | 約 139 億円…支出＋利用料金
(大規模改修などの投資的経費は含まない) |
| ③使用料・利用料金収入： | 約 25 億円（うち約 12 億円は利用料金収入） |
| ④減 免 額： | 約 11 億円 |
| ⑤受益者負担割合（減免除）： | 17.8%…（使用料＋利用料金）÷管理運営コスト |
| ⑥受益者負担割合（減免含）： | 25.4%…（使用料＋利用料金＋減免額）÷管理運営コスト |

※市営住宅、学校、特会施設等を除く



目次

- 1 目的と目標
- 2 使用料・利用料金とは
- 3 これまでの取組
- 4 現状および課題の把握
- 5 他都市の状況
- 6 枠組みの転換
- 7 変革案・打ち手
- 8 打ち手の検討体制及び実行体制
- 9 行程表（スケジュール）

3 これまでの取組

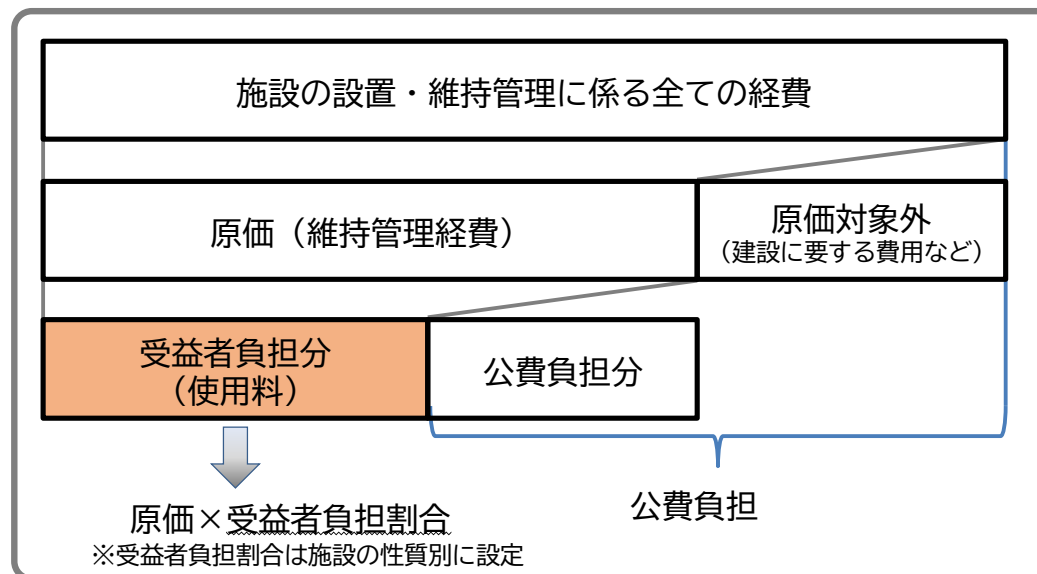
「公の施設に係る受益と負担のあり方」を2017年12月 策定

- 受益者負担の原則のもと、利用者と未利用者との負担の公平性・公正性を確保するため、統一的な基準を策定。

統一的な基準

公の施設の使用料の設定に当たっては、受益者に負担を求める費用(原価)を明らかにし、「受益者負担割合」を乗じて行うことを基本とする。

【使用料の算定イメージ】

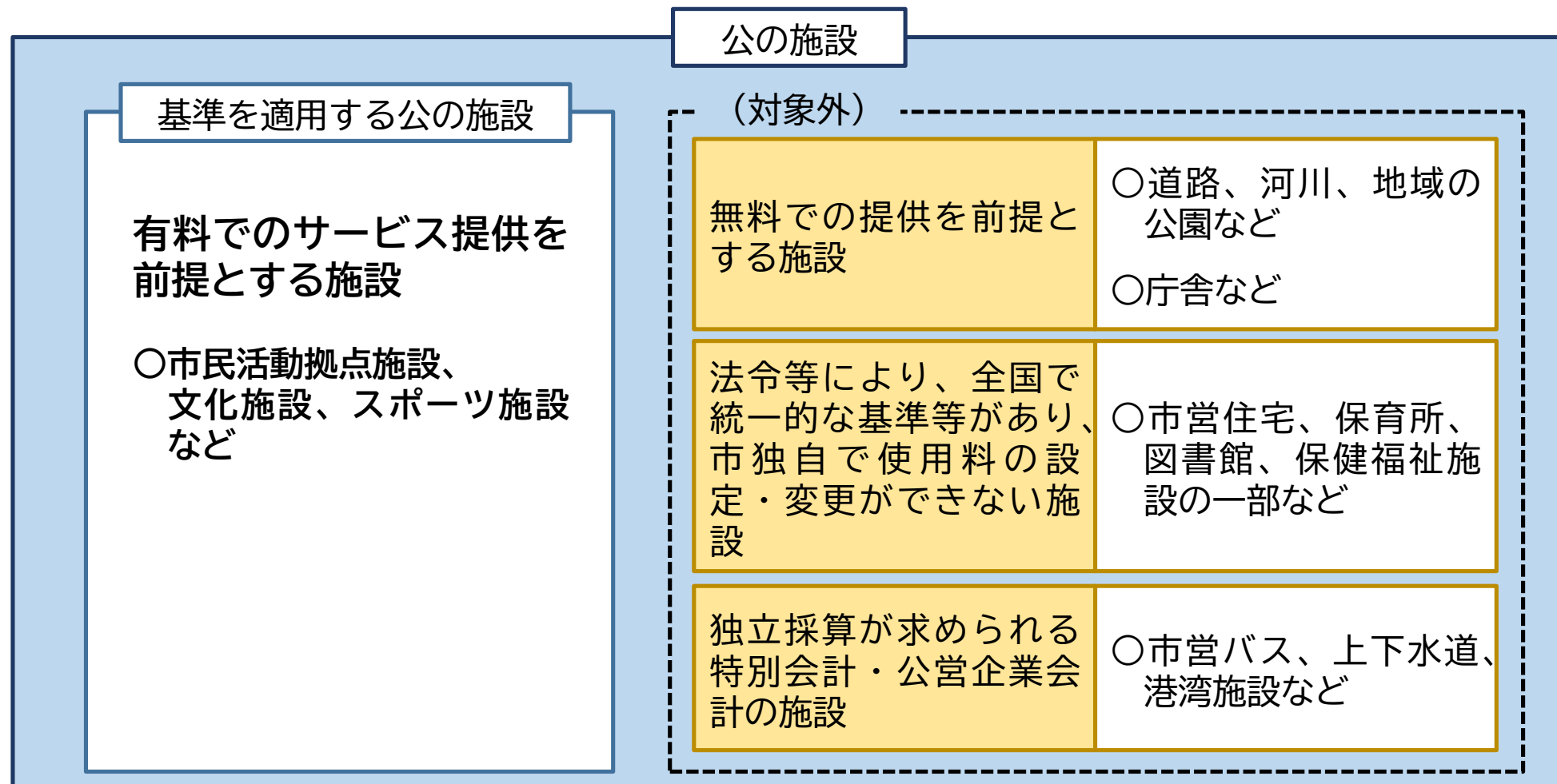


3 これまでの取組

○「公の施設に係る受益と負担のあり方」の基準を適用する施設

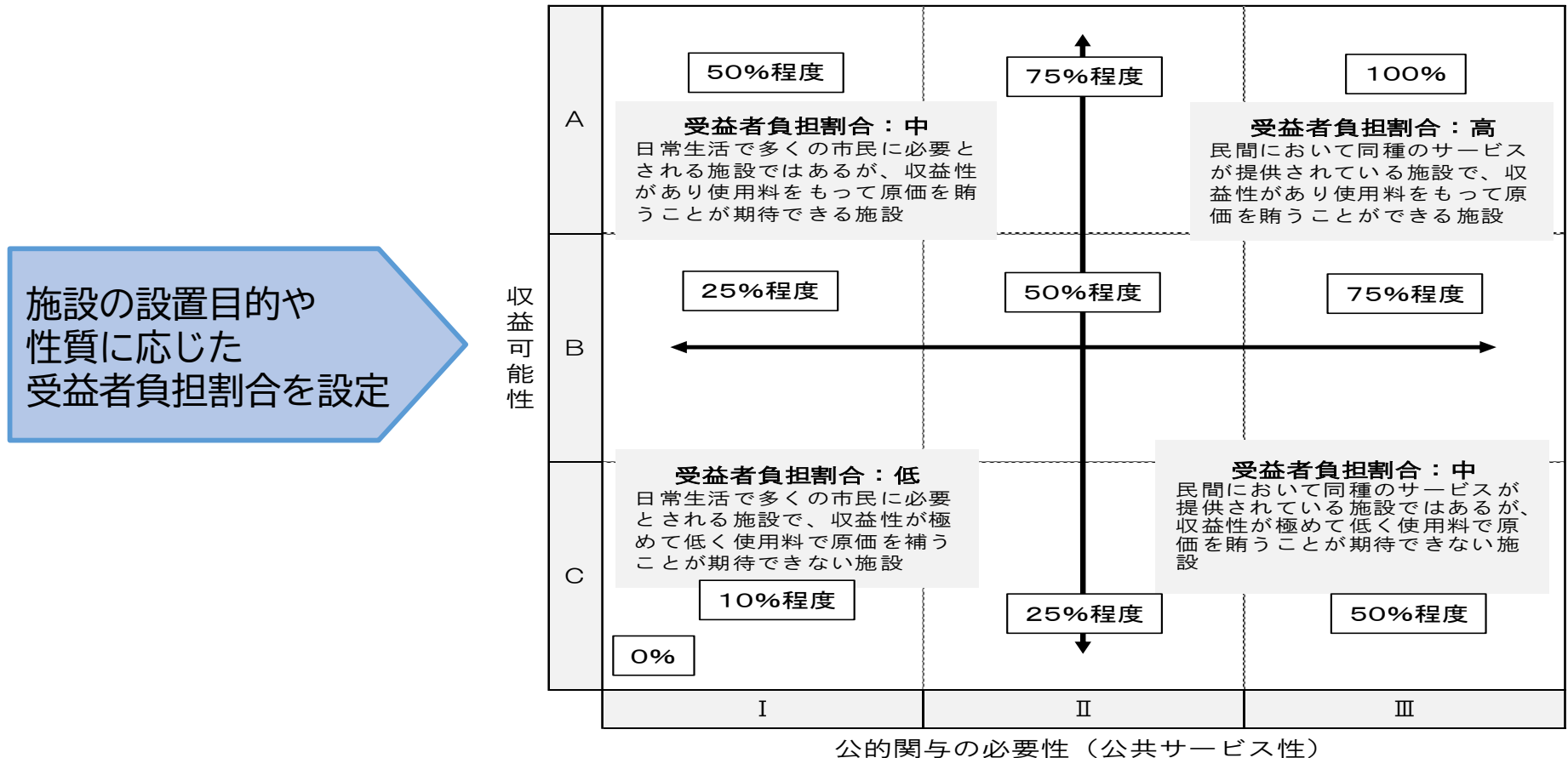
→ 有料でのサービス提供を前提とする施設

※無料での提供や、法令等により統一基準があるもの、特別会計・公営企業会計の施設については、適用の対象外



3 これまでの取組

- 公の施設には多種多様な施設があり、設置背景や目的、提供しているサービス内容が異なることを踏まえ、施設の種類ごとに、公的関与の必要性や収益可能性の程度などを勘案しながら受益者負担割合を設定。



3 これまでの取組

○設定した標準的受益者負担割合：地域コミュニティ１０％、スポーツ施設５０％、
レジャー系施設７５％など

施設〔中分類〕別の標準的受益者負担割合

収益可能性	A	AⅠ（５０％程度）	AⅡ（７５％程度）	AⅢ（１００％）
		保健福祉施設（福祉会館） 保健福祉施設（火葬場） 自転車駐車場	産業関連施設（コンベンション等） 産業関連施設（レジャー系） 有料公園（レジャー系）	霊園等
	B	BⅠ（２５％程度）	BⅡ（５０％程度）	BⅢ（７５％程度）
		市民活動拠点施設 美術館・博物館等	スポーツ施設 保健福祉施設（スポーツ系） 産業関連施設（産業支援系） 観光施設	
	C	C ^Ⅰ Ⅰ（１０％程度）	CⅡ（２５％程度）	CⅢ（５０％程度）
		地域コミュニティ施設 青少年施設 環境・産業学習施設 保健福祉施設（高齢者福祉） 子育て支援施設	文化施設（ホール・市民会館等） 有料公園等	
		C ^Ⅱ Ⅰ（０％）		
		保健福祉施設（障害者福祉会館） 子育て支援施設（児童館） 交通安全センター		
	Ⅰ		Ⅱ	Ⅲ
	公的関与の必要性（公共サービス性）			

資料：「公の施設に係る受益と負担のあり方」（２０１７年１２月・北九州市）

3 これまでの取組

「あり方」を受け、158施設を対象とした使用料の改定を2019年4月に実施

(主なもの)

施設名	改定前	改定後	改定率	備考
男女共同参画センターホール	33,500円	50,250円	1.5倍	平日C 13～17時
北九州芸術劇場	68,400円	82,080円	1.2倍	平日B 13～17時
生涯学習センター講堂A	1,800円 (17～22時)	410円/時	1.1倍 ※時間換算	
自然史・歴史博物館	500円	600円	1.2倍	普通観覧料(一般)
漫画ミュージアム	400円	480円	1.2倍	普通観覧料(一般)
総合体育館第1競技場	30,600円 (9～21時)	4,670円/時	1.5倍 ※時間換算	平日A・専用
小倉北体育館	9,400円 (17～21時)	3,110円/時	1.3倍 ※時間換算	土日休・体育行事・専用
三萩野庭球場	330円	490円	1.5倍	一般・共用
障害者スポーツセンタープール	500円	750円	1.5倍	一般・共用
テレワークセンター会議室	2,400円	3,600円	1.5倍	会議室A
響灘緑地広場	100円	150円	1.5倍	

3 これまでの取組

○使用料の改定にあたっては、激変緩和措置を適用

利用者負担の急激な増加とならないよう、使用料の値上げ幅は、
「公の施設に係る受益と負担のあり方」において、他の政令指定都市を参考に、**1.5倍**を
上限としている。

■参考にした政令市の状況（「あり方」策定当時）

区分	千葉	横浜	川崎	相模原	静岡	浜松	名古屋	大阪
上限	1.5倍	未設定	1.5倍	1.3倍	1.5倍	1.5倍	1.5倍	1.5倍

■2019年4月改定時に激変緩和措置を適用した施設

大分類	中分類	施設例	「あり方」を基に 試算した値上げ率	適用した値上げ率 【激変緩和】
市民文化	市民活動拠点	生涯学習施設 など	2.6倍	1.5倍
社会教育	青少年	少年自然の家 など	2.0倍	1.5倍
社会教育	環境・産業学習	環境ミュージアム など	3.6倍	1.5倍
保健福祉	保健福祉（ｽﾎﾟｰﾂ系）	穴生ドーム など	1.6倍	1.5倍
観光・産業	産業関連（産業支援系）	学術研究都市 など	1.7倍	1.5倍
その他	有料公園等	山田緑地 など	1.7倍	1.5倍

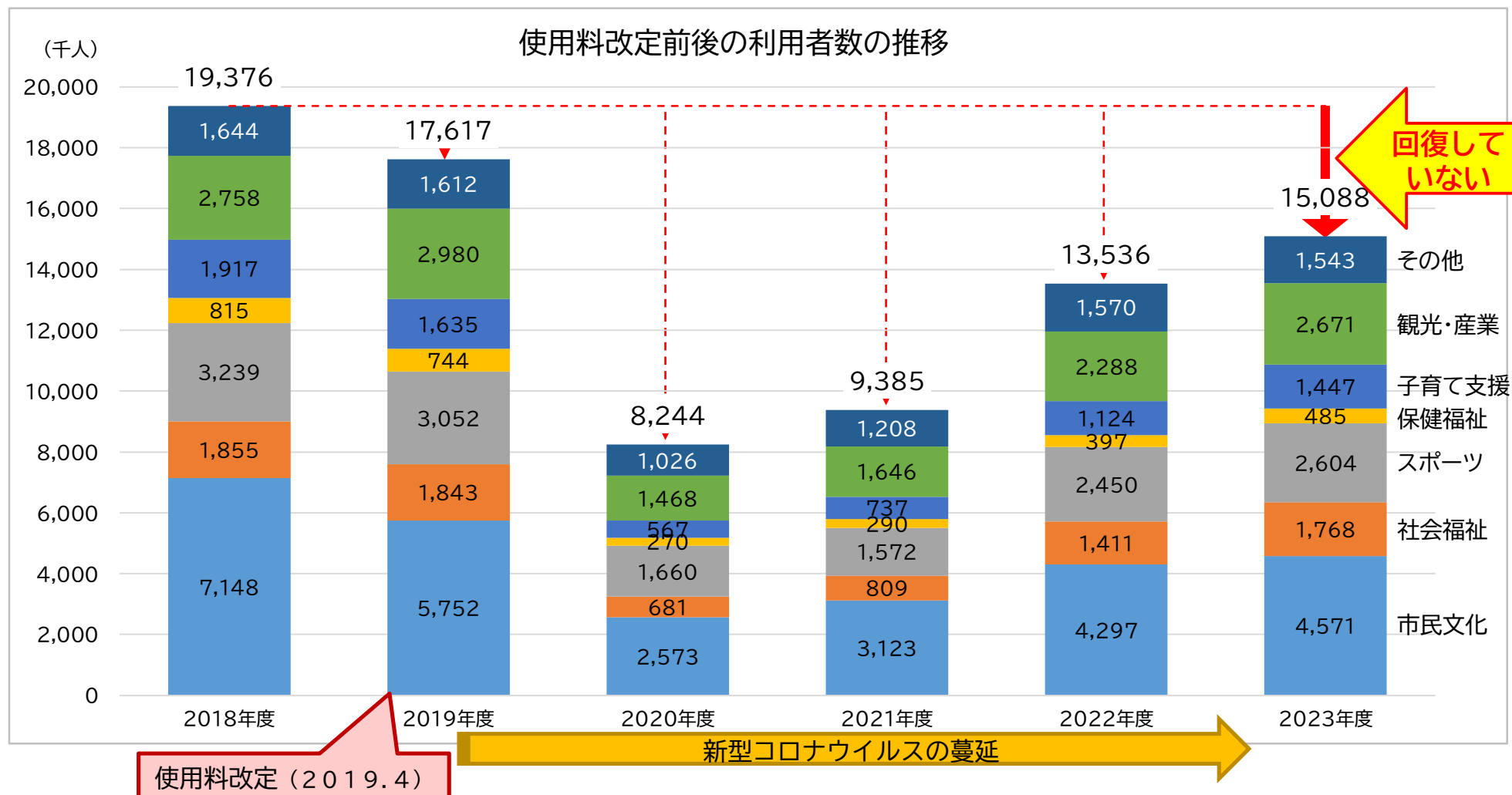
○あわせて、減免制度の見直し（高齢者減免を100%から70%へ）を実施

目次

- 1 目的と目標
- 2 使用料・利用料金とは
- 3 これまでの取組
- 4 現状および課題の把握
- 5 他都市の状況
- 6 枠組みの転換
- 7 変革案・打ち手
- 8 打ち手の検討体制及び実行体制
- 9 行程表（スケジュール）

4 現状および課題の把握

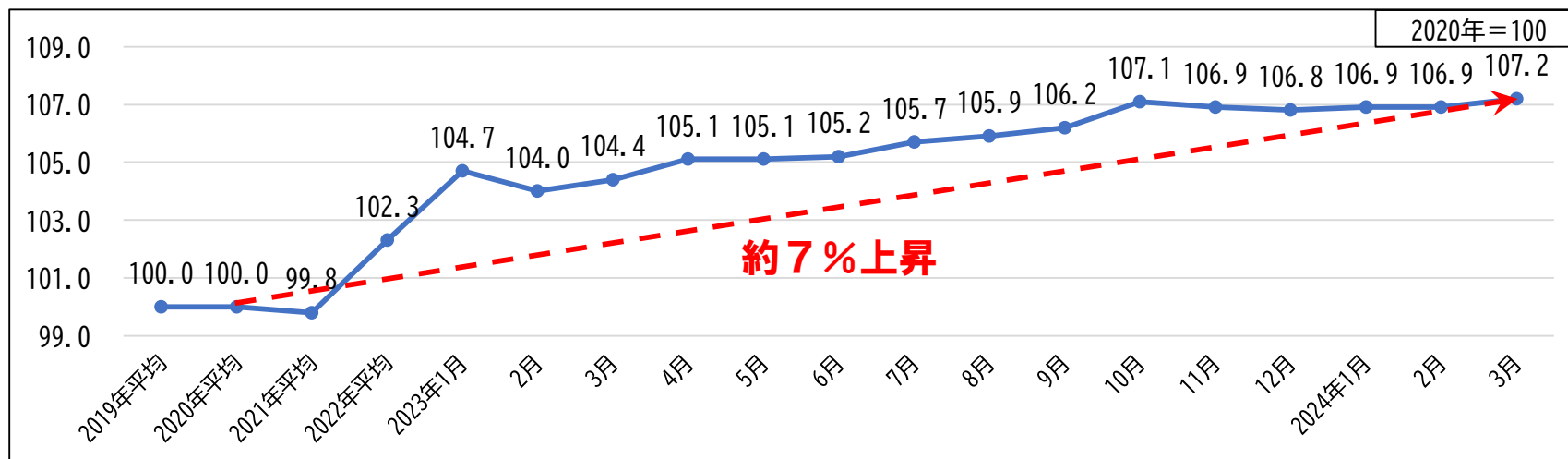
○有料でのサービス提供を前提とする約440施設の利用者数は、2019年度からコロナ禍の影響により減少し、2020年度は影響前の2018年度の半数以下となった。2021年度から徐々に回復してきているが、未だ元の利用者数には回復していない。



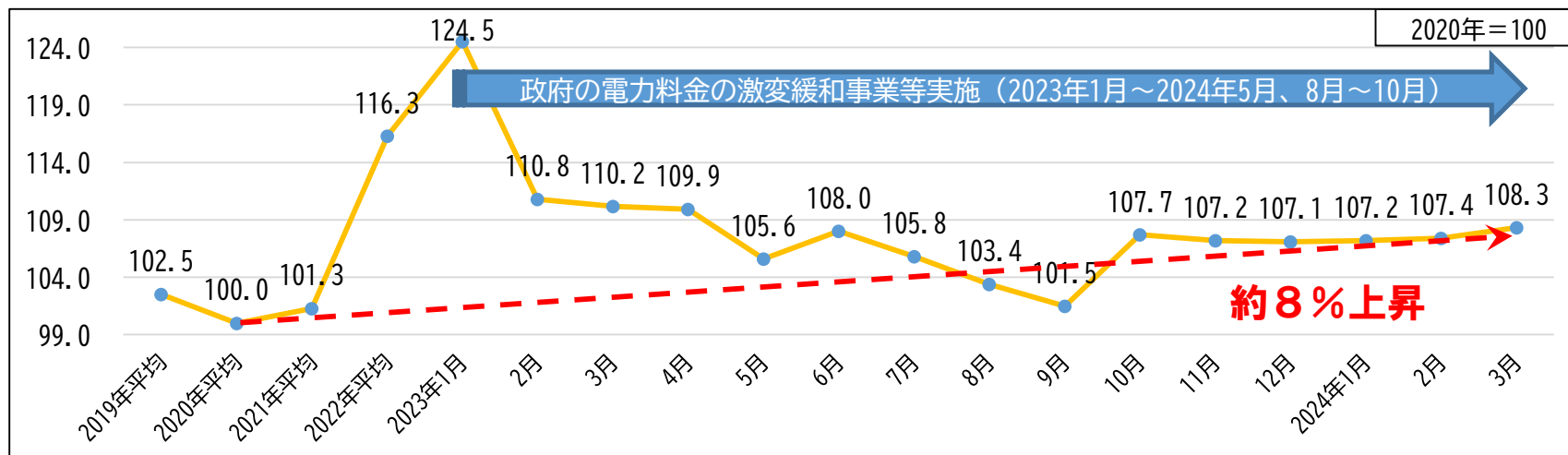
4 現状および課題の把握

○物価の全国的な推移を見ると、近年急激に上昇しており、エネルギー価格の高騰により、光熱水費が上昇している。

■全国消費者物価指数（総合指数）の推移



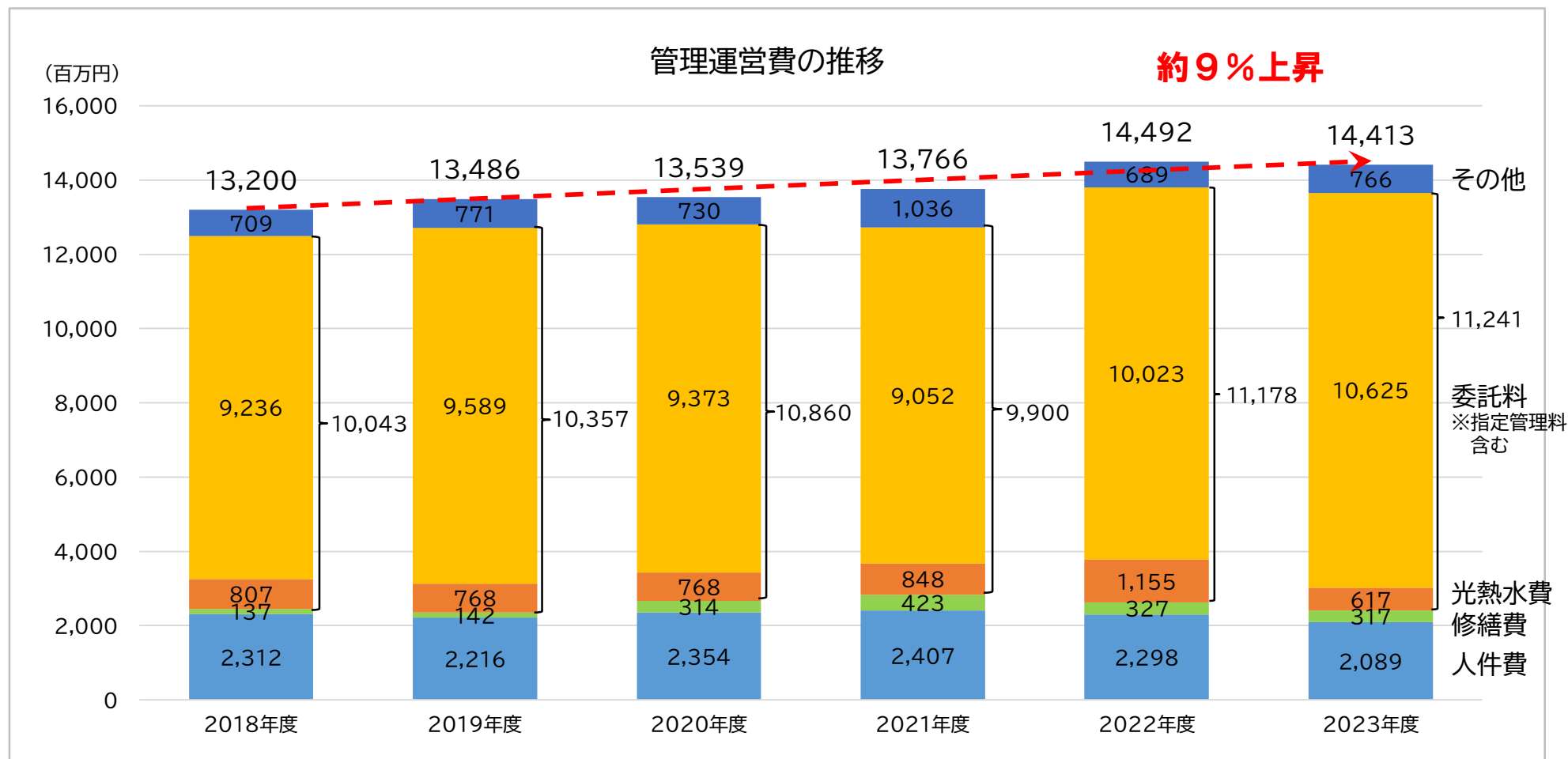
■全国消費者物価指数（水道・光熱）の推移



資料：総務省統計局公表資料をもとに作成

4 現状および課題の把握

○公共施設の管理運営コスト・・・物価高騰の影響を受け、増加している。



*委託料には指定管理料が含まれており、指定管理者が支払う人件費や光熱水費に相当する額も含まれている。

4 現状および課題の把握

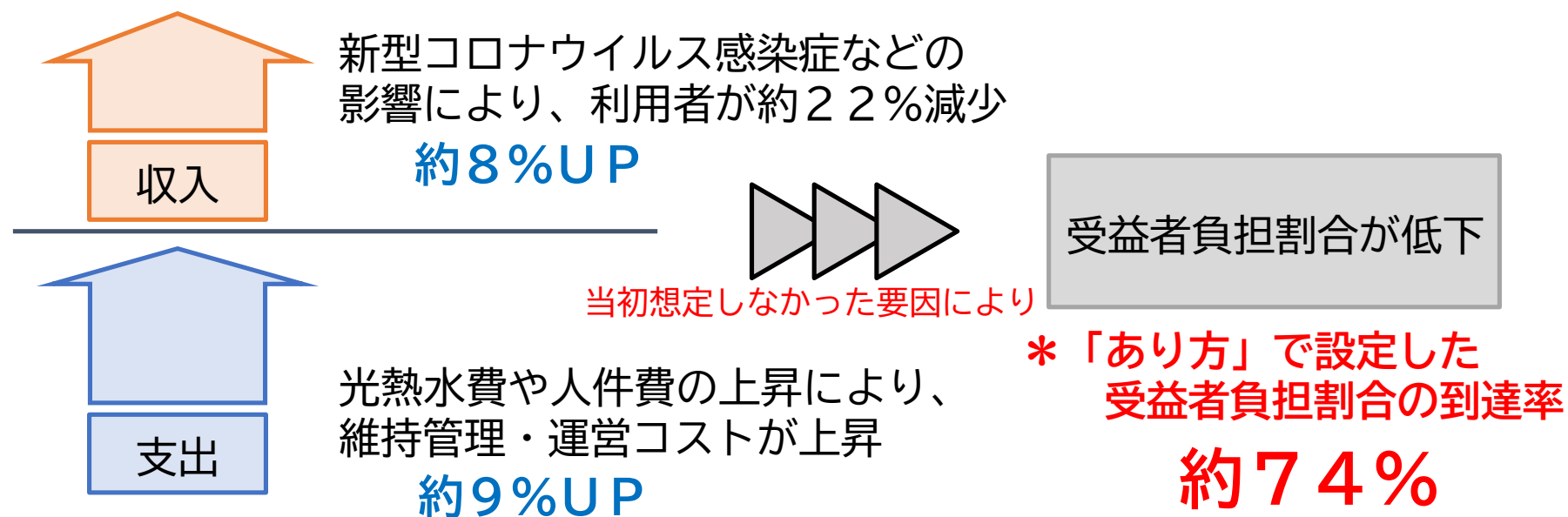
○現状〔2023年度の状況（2018年度との比較）〕

○新型コロナウイルス感染症などの影響により、利用者数が約22%減少。

（使用料を改定したにもかかわらず収入約8%増にとどまる）

○一方、光熱水費や人件費の上昇により、維持管理・運営コストが約9%上昇。

これら、2019年の使用料改定時には想定していなかった要因により、
「あり方」で設定した受益者負担割合への到達率は約74%。



4 現状および課題の把握

○施設【中分類】ごとの受益者負担の状況（2023年度）

→ 設定した受益者負担割合に対して約74%

大分類	中分類	施設数	収支状況				減免額 ④	受益者 負担額 (①+②+④) A	管理運営 コスト (②+③) B	受益者 負担割合 (減免除) (A-④)/B	受益者 負担割合 (減免含) A/B	「あり方」で の受益者 負担割合 (減免含)	設定した受 益者負担割 合への到達 率
			収入			支出 合計 ③							
			使用料 ①	利用料 ②	合計								
市民文化	地域コミュニティ	145	36,304	0	36,304	2,424,831	105,301	141,605	2,424,831	1.5%	5.8%	10%	58.4%
	市民活動拠点	13	52,559	0	52,559	804,975	22,533	75,092	804,975	6.5%	9.3%	25%	37.3%
	文化(ホール・市民会館等)	10	157,245	2,206	159,451	1,573,815	169,144	328,595	1,576,021	10.1%	20.8%	25%	83.4%
社会教育	美術館・博物館等	12	280,726	26,168	306,894	2,265,155	60,631	367,525	2,291,323	13.4%	16.0%	25%	64.2%
	青少年	14	7,582	0	7,582	388,426	4,358	11,940	388,426	2.0%	3.1%	10%	30.7%
	環境・産業学習	6	1,481	604	2,085	239,423	1,717	3,802	240,027	0.9%	1.6%	10%	15.8%
スポーツ	スポーツ	91	311,743	0	311,743	1,632,920	173,811	485,554	1,632,920	19.1%	29.7%	50%	59.5%
保健福祉	保健福祉(高齢者福祉)	3	0	4,662	4,662	203,548	1,884	6,546	208,210	2.2%	3.1%	10%	31.4%
	保健福祉(スポーツ系)	2	14,821	11,372	26,193	289,905	22,761	48,954	301,277	8.7%	16.2%	50%	32.5%
	保健福祉(福祉会館)	1	23,149	0	23,149	107,733	8,930	32,079	107,733	21.5%	29.8%	50%	59.6%
	保健福祉(火葬場)	2	214,430	0	214,430	345,980	0	214,430	345,980	62.0%	62.0%	50%	124.0%
	保健福祉(障害者福祉会館)	2	0	0	0	110,010	296	296	110,010	0.0%	0.3%	0%	0.0%
子育て支援	子育て支援	4	0	65,768	65,768	415,553	1,585	67,353	481,321	13.7%	14.0%	10%	139.9%
	子育て支援(児童館)	39	0	0	0	756,334	0	0	756,334	0.0%	0.0%	0%	0.0%
観光・産業	観光	12	0	246,546	246,546	401,368	11,099	257,645	647,914	38.1%	39.8%	50%	79.5%
	産業関連(産業支援系)	19	178,660	0	178,660	902,241	61,348	240,008	902,241	19.8%	26.6%	50%	53.2%
	産業関連(レジャー系)	2	19,288	8,431	27,719	39,371	608	28,327	47,802	58.0%	59.3%	75%	79.0%
	産業関連(コンパニオン等)	3	48,946	555,695	604,641	370,814	167,534	772,175	926,509	65.3%	83.3%	75%	111.1%
その他	有料公園(レジャー系)	3	0	243,339	243,339	205,342	38,420	281,759	448,681	54.2%	62.8%	75%	83.7%
	有料公園等	6	649	147,915	148,564	662,396	24,353	172,917	810,311	18.3%	21.3%	25%	85.4%
	自転車駐車場	22	102,925	0	102,925	193,540	0	102,925	193,540	53.2%	53.2%	50%	106.4%
	霊園等	20	15,736	0	15,736	51,724	0	15,736	51,724	30.4%	30.4%	100%	30.4%
	交通安全センター	1	0	0	0	27,881	0	0	27,881	0.0%	0.0%	0%	0.0%
合 計		432	1,466,244	1,312,706	2,778,950	14,413,285	876,313	3,655,263	15,725,991	17.7%	23.2%		74.1%

資料：「北九州市公共施設白書」をもとに作成

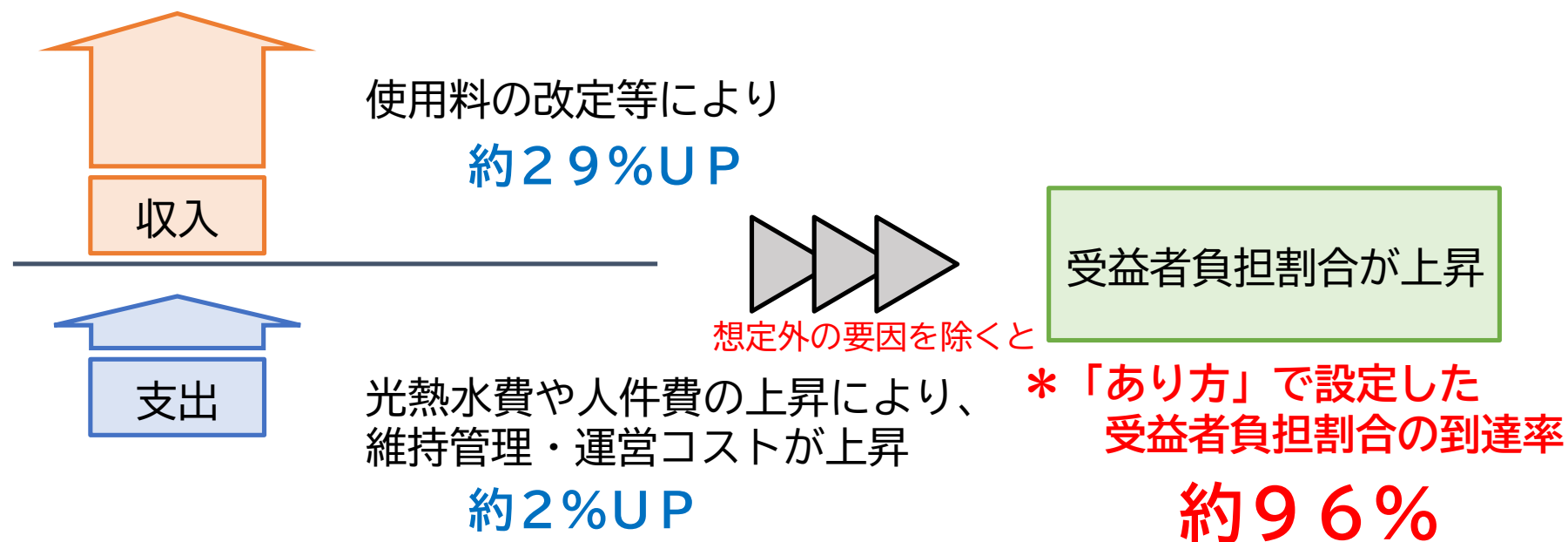
4 現状および課題の把握

○新型コロナ、物価高騰の影響を除けば、

■新型コロナウイルス感染症の影響が無かった場合・・・収入が約29%増加
*2018年度の利用者数でのシミュレーション (対2018年度比)

■光熱水費・人件費・物価の高騰が無かった場合・・・支出が約2%増加
*物価上昇率を7%と仮定してシミュレーション (対2018年度比)

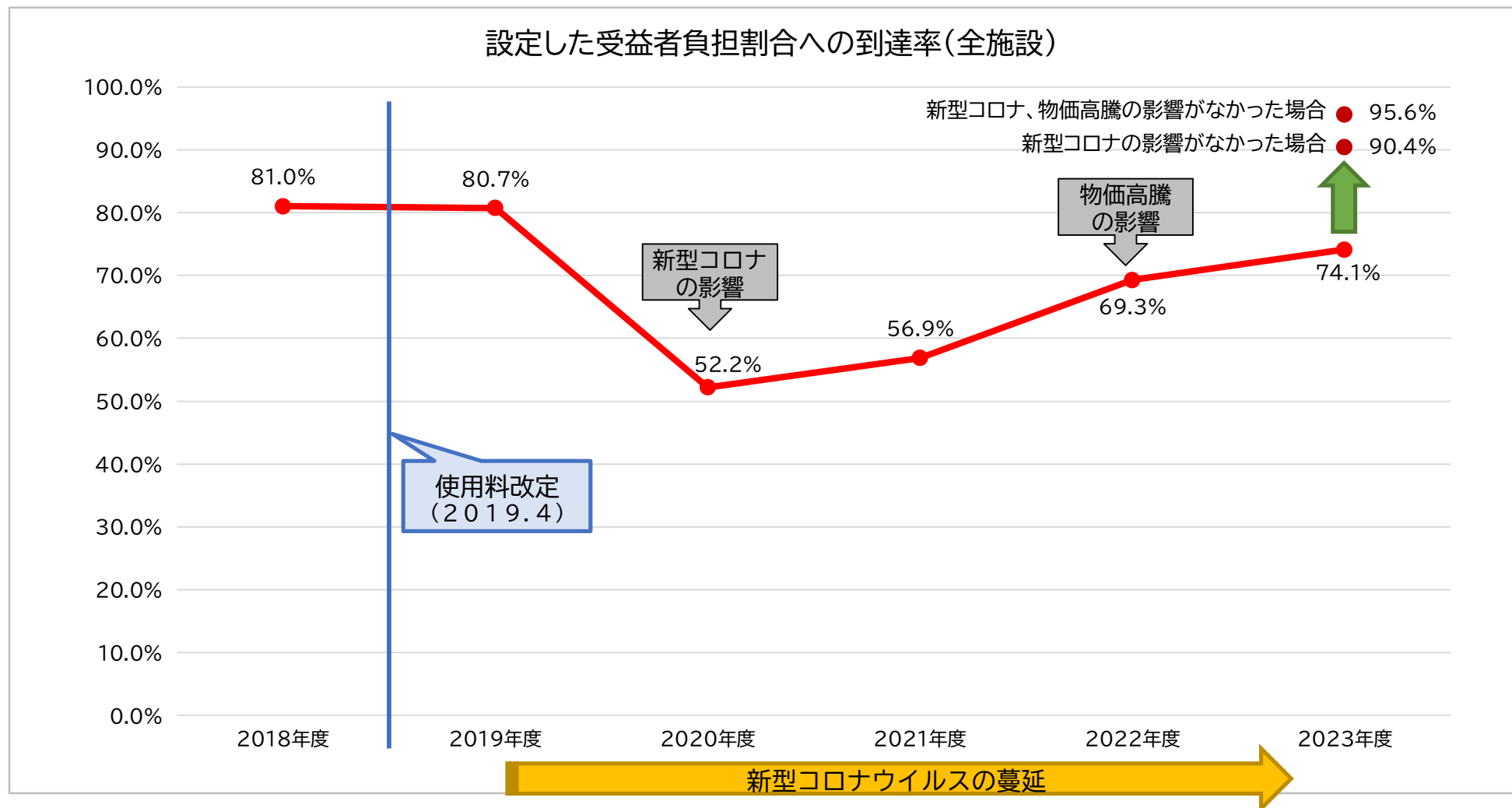
2023年度時点での到達率は96% (シミュレーション)



4 現状および課題の把握

○使用料の改定（2019.4）により受益者負担割合は改善する見込みであったが、新型コロナや物価高騰の影響で到達率は低調。

※新型コロナの影響がなかった場合は90.4%、新型コロナと物価高騰の影響がなかった場合は95.6%となる。



4 現状および課題の把握

○2023年度のシミュレーションで施設【中分類】ごとの状況を見ると、到達率は大幅に改善。

大分類	中分類	(R5) 施設数	「あり方」での受益者負担割合(減免含)	2023年度実績		コロナ前の利用者数で試算		コロナも物価高騰もなかった試算		2019改定
				受益者負担割合(減免含)	設定した受益者負担割合への到達率	受益者負担割合(減免含)	設定した受益者負担割合への到達率	受益者負担割合(減免含)	設定した受益者負担割合への到達率	
市民文化	地域コミュニティ	145	10%	5.8%	58.4%	10.1%	100.8%	10.8%	107.8%	改定なし
	市民活動拠点	13	25%	9.3%	37.3%	13.1%	52.3%	14.0%	56.0%	1.5倍 (激変緩和)
	文化(ホール・市民会館等)	10	25%	20.8%	83.4%	25.6%	102.3%	27.3%	109.4%	1.2倍
社会教育	美術館・博物館等	12	25%	16.0%	64.2%	18.0%	71.8%	19.2%	76.8%	1.2倍
	青少年	14	10%	3.1%	30.7%	5.9%	58.9%	6.3%	63.0%	1.5倍 (激変緩和)
	環境・産業学習	6	10%	1.6%	15.8%	1.7%	17.0%	1.8%	18.2%	1.5倍 (激変緩和)
スポーツ	スポーツ	91	50%	29.7%	59.5%	45.8%	91.6%	49.0%	98.1%	1.5倍
保健福祉	保健福祉(高齢者福祉)	3	10%	3.1%	31.4%	4.1%	40.5%	4.3%	43.3%	改定なし
	保健福祉(スポーツ系)	2	50%	16.2%	32.5%	44.9%	89.9%	47.9%	95.8%	1.5倍 (激変緩和)
	保健福祉(福祉会館)	1	50%	29.8%	59.6%	36.7%	73.4%	39.2%	78.5%	改定なし
	保健福祉(火葬場)	2	50%	62.0%	124.0%	62.0%	124.0%	66.3%	132.6%	改定なし
	保健福祉(障害者福祉会館)	2	0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	改定なし
子育て支援	子育て支援	4	10%	14.0%	139.9%	16.9%	169.4%	17.9%	179.2%	改定なし
	子育て支援(児童館)	39	0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	改定なし
観光・産業	観光	12	50%	39.8%	79.5%	41.7%	83.4%	43.4%	86.9%	1.4倍
	産業関連(産業支援系)	19	50%	26.6%	53.2%	33.3%	66.6%	35.6%	71.3%	1.5倍 (激変緩和)
	産業関連(レジャー系)	2	75%	59.3%	79.0%	57.6%	76.8%	60.5%	80.6%	1.1倍
	産業関連(コンパニオン等)	3	75%	83.3%	111.1%	83.3%	111.1%	85.6%	114.1%	改定なし
その他	有料公園(レジャー系)	3	75%	62.8%	83.7%	68.6%	91.5%	70.4%	93.8%	改定なし
	有料公園等	6	25%	21.3%	85.4%	26.0%	104.2%	27.5%	109.8%	1.5倍 (激変緩和)
	自転車駐車場	22	50%	53.2%	106.4%	59.9%	119.7%	64.0%	128.1%	改定なし
	霊園等	20	100%	30.4%	30.4%	60.8%	60.8%	65.0%	65.0%	改定なし
	交通安全センター	1	0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	改定なし
合 計		432		23.2%	74.1%	28.5%	90.4%	30.3%	95.6%	

4 現状および課題の把握

○対象となる390施設について、施設ごとに受益者負担割合の到達状況をみると、到達率100%以上の割合は16%であるが、新型コロナウイルス感染症や物価高騰による影響を除くと、60%にまで増加する。

○しかしながら、これらの影響を除いたとしても、到達率が50%未満の施設が24%存在している。

受益者負担割合到達率	施設数	構成比
50%未満	139	36%
50%以上60%未満	11	3%
60%以上70%未満	146	37%
70%以上80%未満	10	3%
80%以上90%未満	13	3%
90%以上100%未満	10	3%
100%以上	61	16%
合計	390	100%



受益者負担割合到達率	施設数	構成比
50%未満	93	24%
50%以上60%未満	25	6%
60%以上70%未満	12	3%
70%以上80%未満	8	2%
80%以上90%未満	10	3%
90%以上100%未満	7	2%
100%以上	235	60%
合計	390	100%

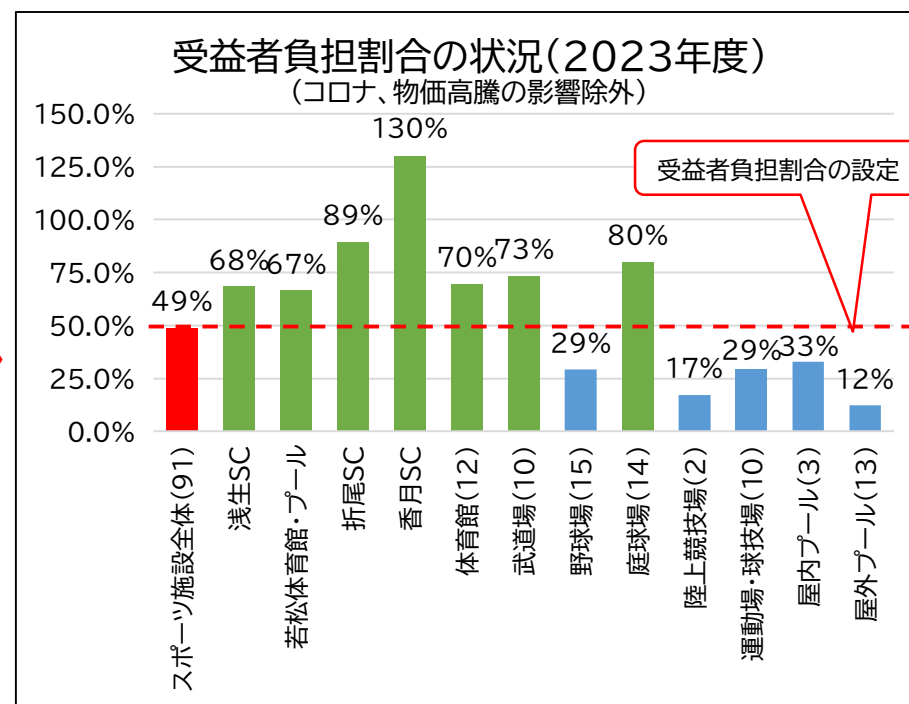
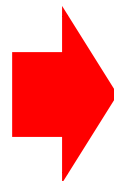
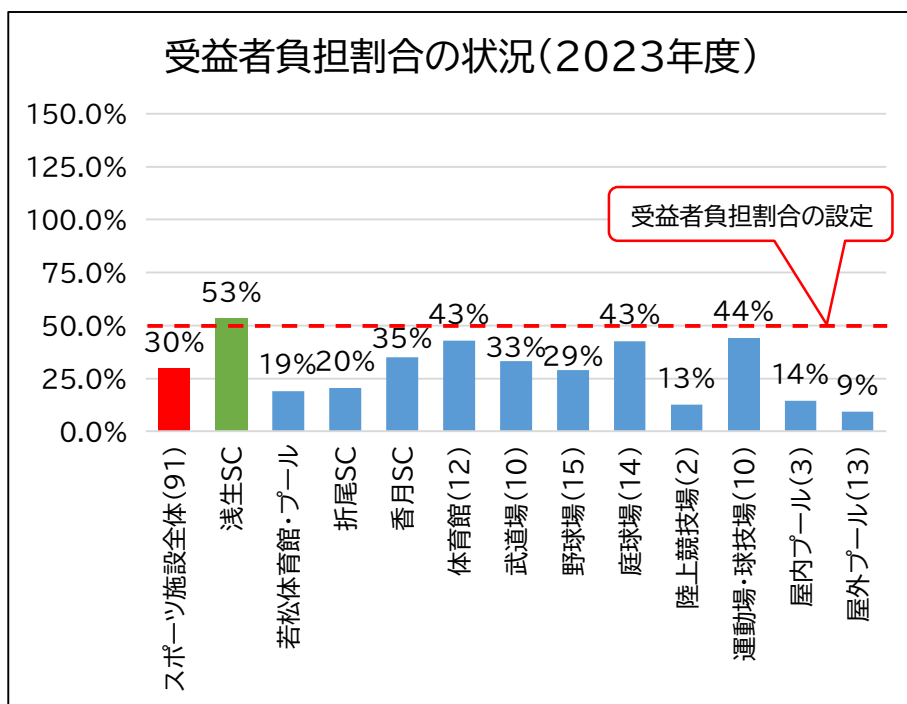
※受益者負担割合を0%に設定している42施設（障害者福祉会館、児童館、交通安全センター）を除外

4 現状および課題の把握

○受益者負担割合の到達率を施設分類ごとにみると、状況は更に明確化する。

例えば、スポーツ施設の施設分類では、コロナの影響や物価高騰の影響を除外した場合、全体では基準をほぼ満たすが、施設ごとや同種の施設グループでみると、基準を満たさないものがある。

→ このような施設では、使用料の設定に課題があるか、もしくは利用者数や運営コストに課題があるということが考えられる。



4 現状および課題の把握

○観光分野をみると・・・

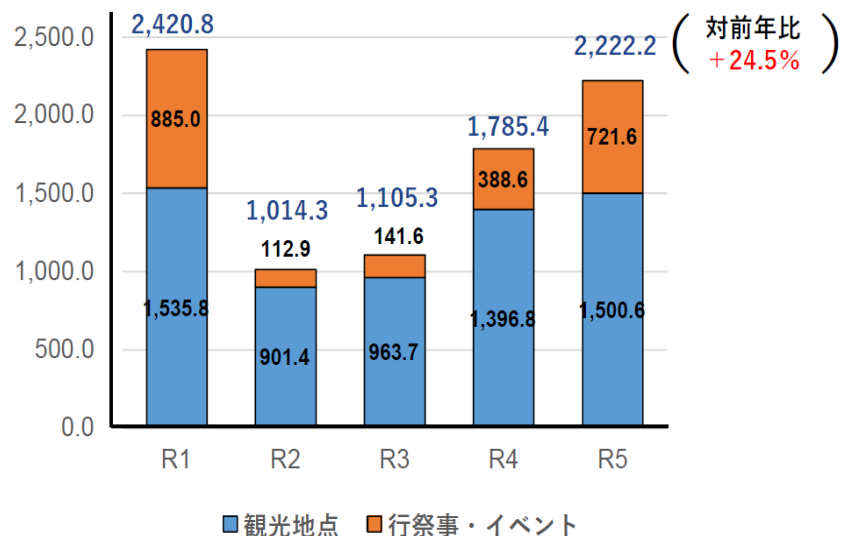
→ 観光客全体の延べ人数、宿泊客・日帰り客の実人数は、
いずれもコロナ禍前の水準に戻ってきている。

（コロナ禍前（2019年次・R1）と比較して、延べ人数は約92％、宿泊客、日帰り客は約96％）

<北九州市>

観光客数（延べ人数）の推移

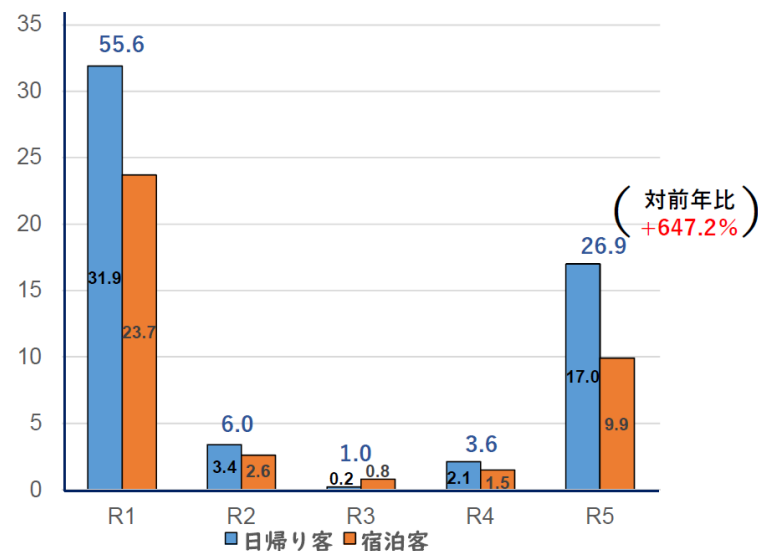
（万人）



<北九州市>

外国人観光客の推移

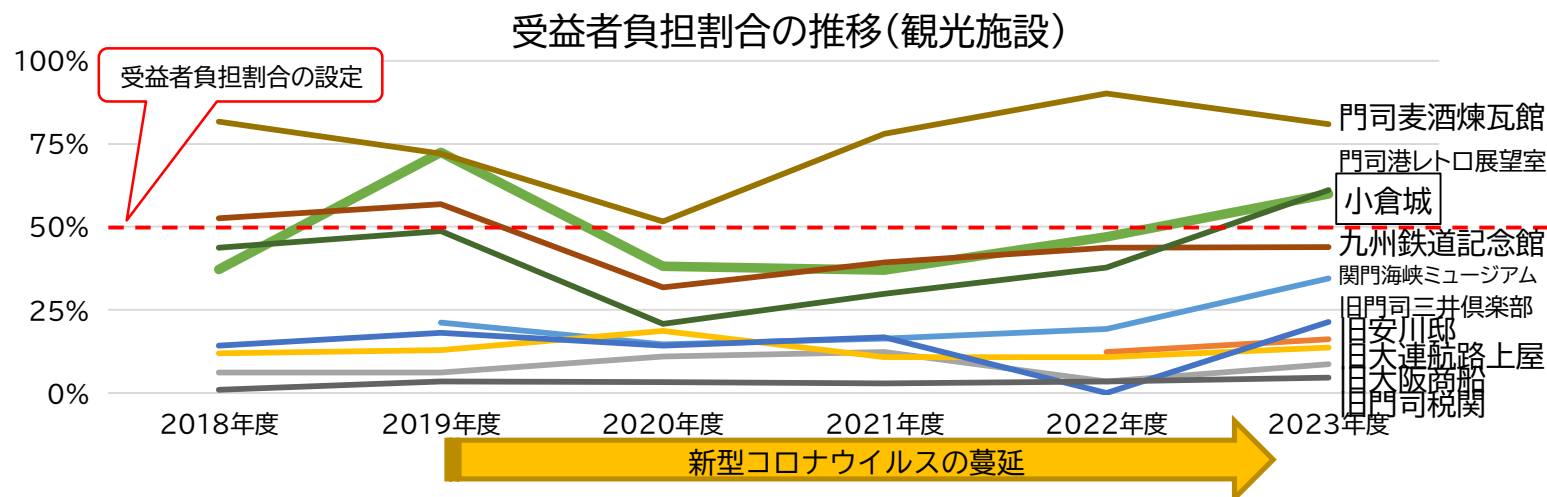
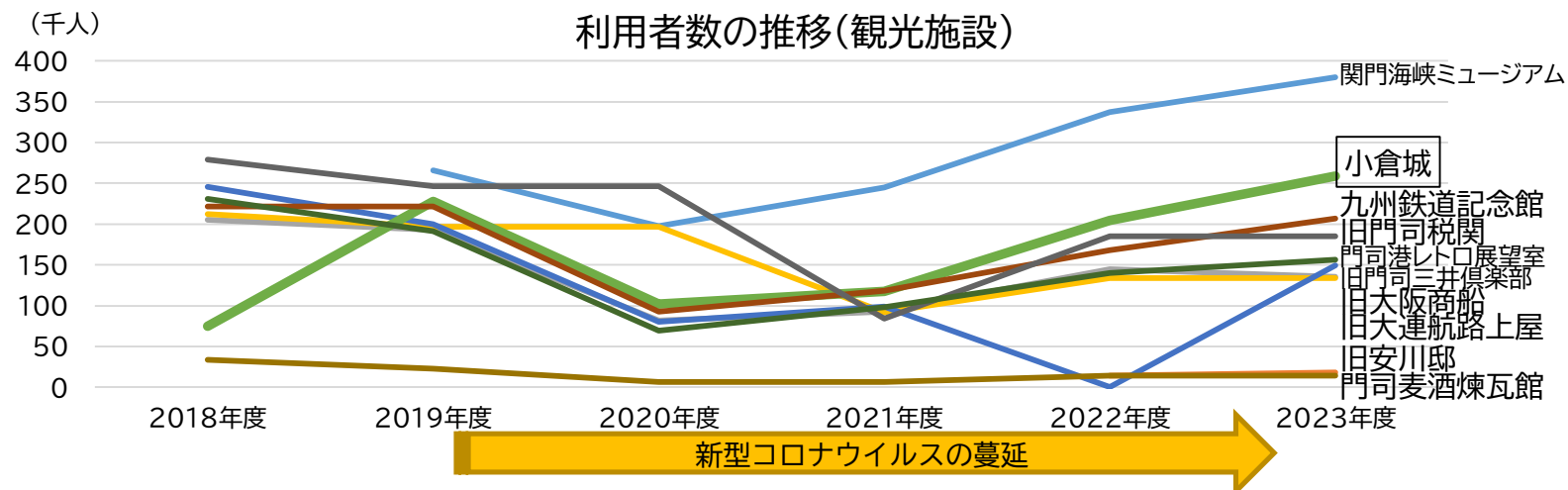
（万人）



4 現状および課題の把握

○観光施設を個別にみると・・・

→ 小倉城など、利用者数が増加し、受益者負担割合が設定値（50％）を超えている施設もある一方で、設定値を下回る施設もある。



4 現状および課題の把握

○公共施設の受益者負担状況の課題

- ◆新型コロナウイルス感染症、急激な物価高騰など、2019年の使用料改定時には想定していなかった要因により、施設全体での受益者負担割合への到達率は約74%にとどまっている。
- ◆しかし、施設ごとにみると、現状でも設定した受益者負担割合に到達している施設、特殊要因がなければ到達が見込まれる施設がある一方で、特殊要因の影響を除外しても到達が見込めない施設もあるなど、施設によって状況は様々である。



- ◇公共施設の使用料については、受益者負担の原則により利用者に応分の負担を求めているが、
 - ・収入の減少はコロナ禍の影響による利用者数減が原因であること、
 - ・物価高騰は市民や事業者にも影響が及んでおり、国・自治体としても様々な支援を行っていること、を踏まえると、現時点の受益者負担不足の状況を解消するために、直ちに使用料に転嫁することは適当ではない。
- ◇受益者負担割合が基準に到達していない原因が使用料の金額水準や利用者数にあるのか、あるいは、運営コストにあるのかなどについて、それぞれの施設ごとに分析し、必要な改善を行うなどの取組も併せて実施する必要がある。

4 現状および課題の把握

○公共施設の使用料の減免について・・・

→ 一定の政策目的を実現するために使用料に対する「減免制度」を設け、施設の利用目的や利用者の状況に応じて料金の減額、免除を実施。

- ・市が利用する場合のほか、団体や個人の利用に対して使用料の減免が行われている。
- ・減免は一定の必要性があるものの、「受益者負担の原則」の視点からみると“例外的な運用”であり、必要最小限の範囲にとどめるべき性質のもの。

団体減免	市の主催・共催・後援を受けた事業に対するもの
	市が認定した団体の施設利用に対するもの
個人減免	高齢者の利用に対するもの
	障害者の利用に対するもの
	子どもの利用に対するもの

※減免の対象や額は、条例や規則、管理運営要領に規定。

4 現状および課題の把握

○公共施設の使用料減免の状況 → 約8.8億円の減免を行っている（2023年度）

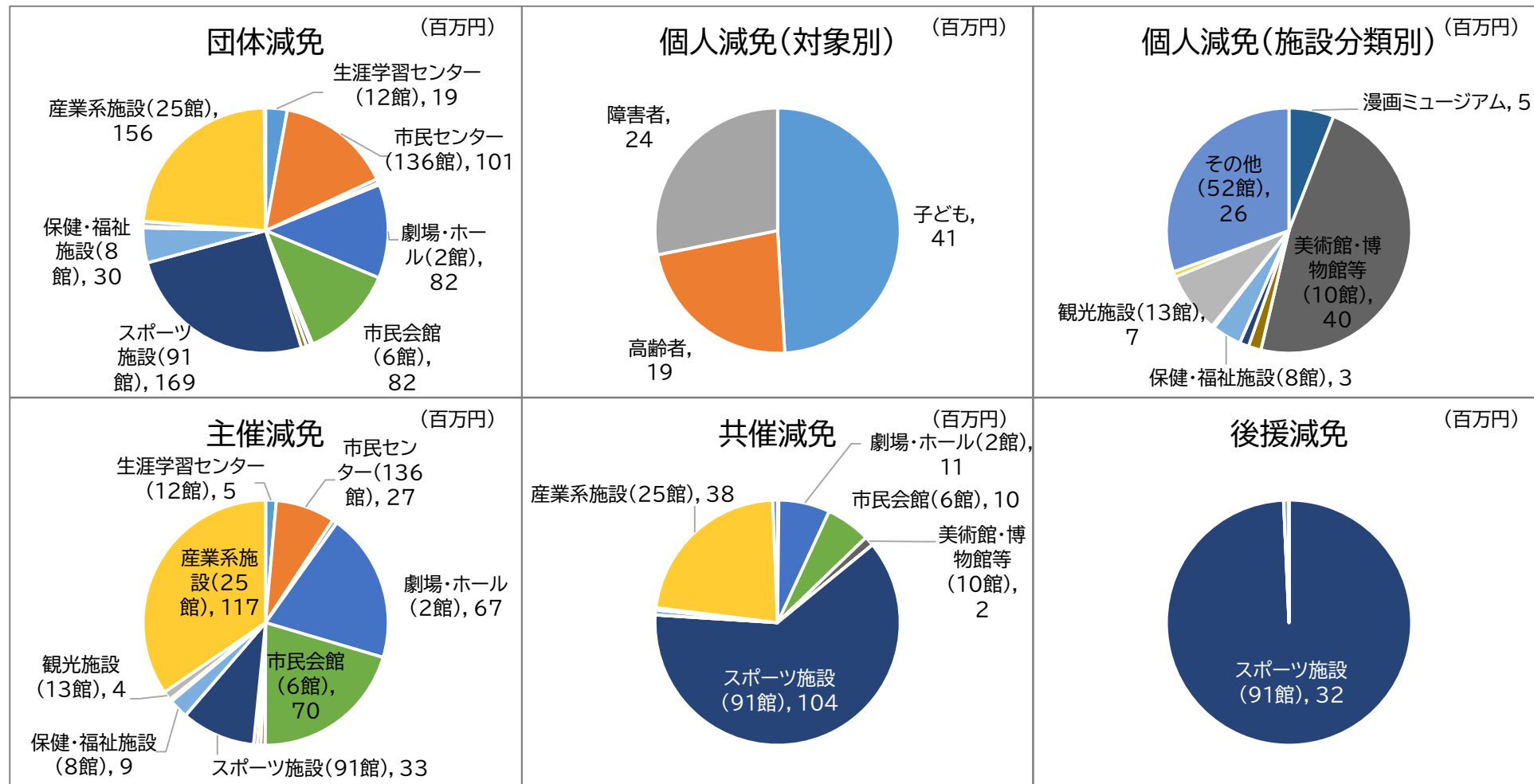
■対象別の減免額の状況

減免対象		内容	減免額
団体	市主催事業	市の主催事業の利用に対する減免	約3.4億円
	市共催事業	市との共催事業の利用に対する減免	約1.7億円
	市後援事業	市が後援名義の使用許可を与えた事業等の利用に対する減免	約0.3億円
	認定団体・登録団体など	市内に事務所を有する社会教育関係団体、学校教育団体、社会福祉団体及び、住民自治組織、又はこれに準ずると認められる団体の利用に対する減免	約1.2億円
個人	子ども	教育機関などの団体利用や夏季期間の個人利用に対する減免	約0.4億円
	高齢者	65歳以上の利用者に対する減免	約0.2億円
	障害者	身体障害者手帳等を所持する利用者に対する減免	約0.2億円
その他			約1.3億円
合計			約8.8億円

4 現状および課題の把握

○公共施設の使用料減免の状況

- ・団体減免の4分の1はスポーツ施設で市共催事業や市後援事業の減免が多い。
- ・その他で団体減免が多いのは、国際展示場（産業系施設）、市民センター、劇場・ホール、市民会館。
- ・個人減免は子どもを対象としたものが多く、施設分類では美術館・博物館、有料公園（その他）が多い。



4 現状および課題の把握

○公共施設の使用料減免の状況・・・減免率が5割を超える施設もある

→ 減免の多い施設については、施設運営者の創意工夫による収益増に向けた取組を阻害する可能性がある。

■団体減免額が多い施設（上位10施設）

（百万円）

施設名	収入(使用料等)	支出	団体減免					個人減免				その他	減免額(合計)	減免率
			主催	共催	後援	認定・登録団体	小計	高齢者	障害者	子ども	小計			
北九州国際展示場	453	82	114	22	0	0	136	0	0	0	0	0	136	23%
北九州芸術劇場	38	934	49	9	0	4	61	0	0	0	0	1	62	62%
北九州スタジアム	15	104	5	20	11	0	36	0	0	0	0	0	36	70%
戸畑市民会館	26	117	26	3	0	0	29	0	0	0	0	1	30	54%
総合体育館	20	200	5	15	4	0	25	0	0	0	0	3	28	58%
黒崎文化ホール	47	173	19	3	0	1	24	0	0	0	0	1	25	34%
響ホール	20	154	18	3	0	0	21	0	0	0	0	0	21	51%
障害者スポーツセンター	15	265	0	0	0	20	21	0	0	0	0	0	21	58%
若松市民会館	7	67	17	2	0	1	20	0	0	0	0	0	20	74%
北九州国際会議場	103	216	2	14	0	1	18	0	0	0	0	12	29	22%

■個人減免額が多い施設（上位10施設）

（百万円）

施設名	収入(使用料等)	支出	団体減免					個人減免				その他	減免額(合計)	減免率
			主催	共催	後援	認定・登録団体	小計	高齢者	障害者	子ども	小計			
科学館(スペースLABO)	79	508	0	0	0	0	0	3	4	18	24	6	31	28%
到津の森公園	193	122	0	0	0	0	0	5	3	11	18	17	35	15%
自然史・歴史博物館	153	551	0	0	0	0	0	3	6	4	13	1	15	9%
北九州市漫画ミュージアム	24	235	0	0	0	0	0	0	3	2	5	0	5	18%
小倉城	71	56	0	0	0	0	0	1	1	3	5	0	5	7%
響灘緑地	97	312	0	0	0	0	0	2	1	1	4	17	20	18%
白野江植物公園	14	52	0	0	0	0	0	2	1	0	3	1	4	22%
新門司老人福祉センター	5	61	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	29%
美術館	7	395	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	21%
北九州穴生ドーム	11	25	0	1	0	0	1	1	0	0	1	0	2	16%

※減免率（減免額÷（収入＋減免額））

4 現状および課題の把握

○公共施設の使用料減免の課題

- ◆公共施設の使用料の減免については、大規模イベントの誘致によるにぎわいの創出や、文化・スポーツの振興など、一定の政策目的を効果的に実現するために行われているが、そもそも、使用料は公的関与の必要性や収益可能性の程度などを勘案した「受益者負担割合」に基づき設定しており、その例外的な運用である「減免」は必要最小限にとどめるべきである。
- ◆減免を行っている施設の中には、高い収入が期待できる施設であるにも関わらず、減免額が本来得られるはずであった収入額の5割を超えるものがあり、収益増の取組が進みにくいという問題がある。



◇施設運営者の創意工夫による収益増に向けた取組を後押しするため、施設の設置目的や利用者の状況、減免の有効性等を確認し、政策目的の実現手段として時勢に合致しているか否かの視点と併せて、減免の見直しを検討する必要がある。

目次

- 1 目的と目標
- 2 使用料・利用料金とは
- 3 これまでの取組
- 4 現状および課題の把握
- 5 他都市の状況
- 6 枠組みの転換
- 7 変革案・打ち手
- 8 打ち手の検討体制及び実行体制
- 9 行程表（スケジュール）

5 他都市の状況

○多くの政令指定都市で、北九州市同様、施設分類ごとに公的関与の必要性、収益可能性〔市場性〕の2軸（2つの視点）で受益者負担割合の基準を設定し、使用料を算定している。

→ 経費のうち、どれだけを受益者が負担し、どれだけを税金で賄うのかを明確化

■公の施設の使用料の設定基準の策定状況

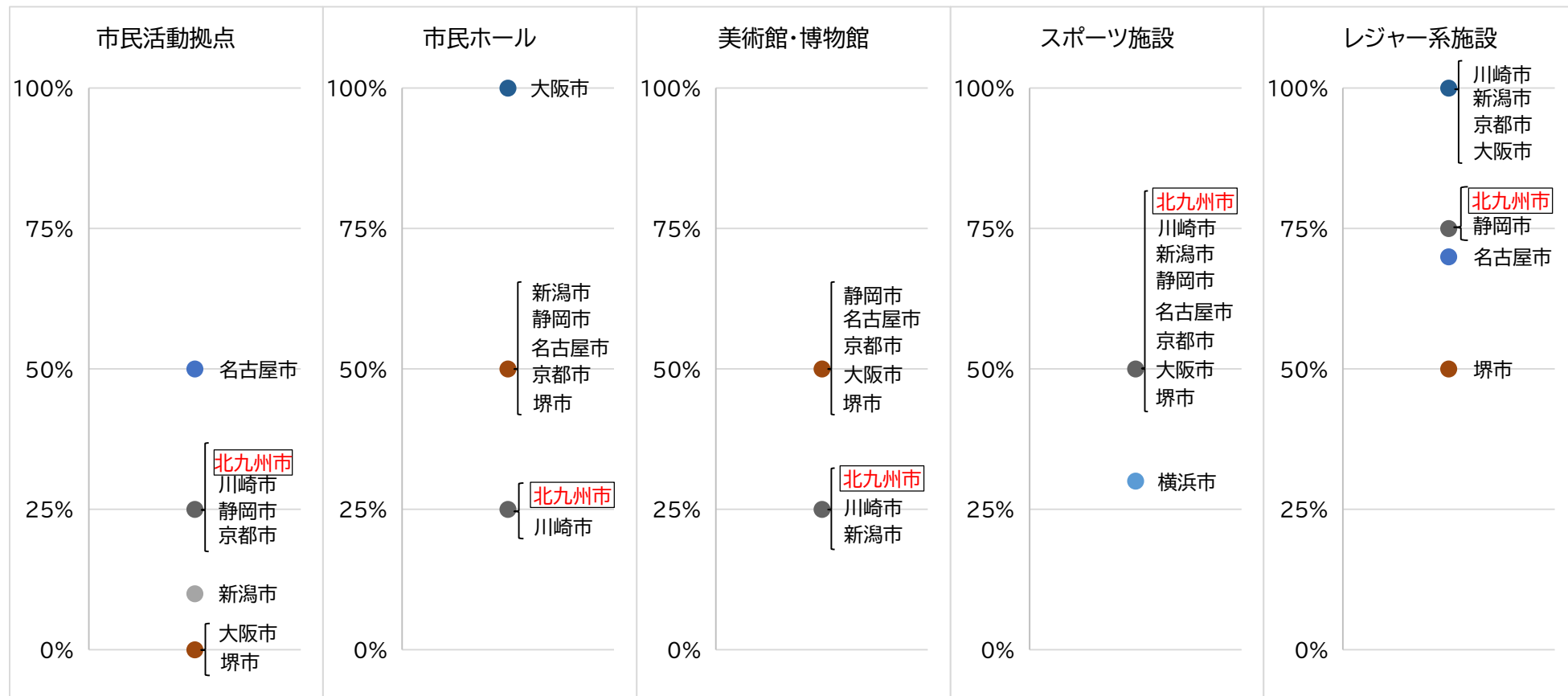
設定基準等を策定している市 (14市)	札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、 <u>北九州市</u>
設定基準等を策定していない市 (6市)	さいたま市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市

5 他都市の状況

○施設分類ごとの受益者負担割合の設定の考え方については、各政令指定市とも概ね同様の傾向

→北九州市の受益者負担割合の設定は、他都市と比較しても施設の利用状況からも概ね妥当な設定となっている。

■各政令指定都市の主な施設分類別の受益者負担割合



※施設分類ごとに受益者負担割合を設定している政令市を比較

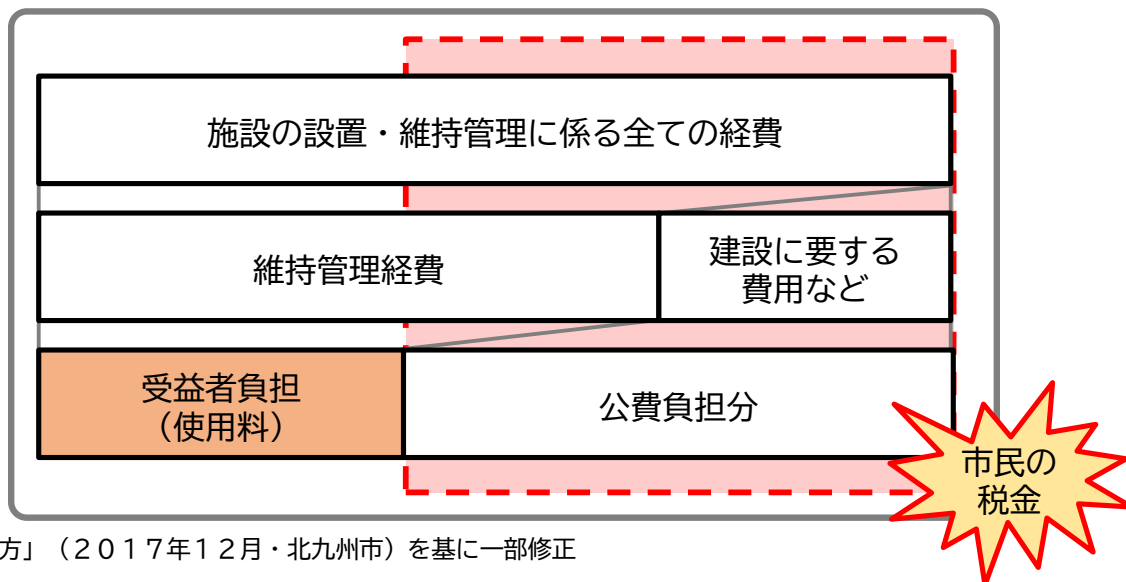
5 他都市の状況

○市外居住者向けの使用料の設定

- ◆公共施設の利用にあたっては、その対価として利用者から使用料を徴収しているが、それだけでは全ての維持管理コストを賄うことができないため、その差額は市民の税金などで負担している。
- ◆また、維持管理コストとは別に、施設の建設や改修、設備更新にかかる費用は税金で賄われている。市内外から幅広く集客を行う性格の施設においては、改修や設備更新を積極的に行うことにより、継続的に施設の魅力を向上させることが重要となっている。

◇他都市では、負担の公平性の観点などから、施設の性質や利用実態に応じて、市外に居住する利用者に応分の負担を求める例（市外居住者に割増料金を設定）が見られ、北九州市でも導入を検討する必要がある。

【公共施設に係るコストの負担イメージ】



5 他都市の状況

○観光・文化施設において市外居住者と市内居住者とで入場料に差を設けている事例

■下関市立しものせき水族館（海響館）



入場料

区分	市民	市民以外
大人 (高校生以上)	1,040円	2,090円
小・中学生	470円	940円

(2倍)

■京都市美術館（京都市京セラ美術館）



コレクションルーム入館料

区分	市民	市民以外
大人	520円	730円
小・中・高生	無料	300円

(1.4倍)

目次

- 1 目的と目標
- 2 使用料・利用料金とは
- 3 これまでの取組
- 4 現状および課題の把握
- 5 他都市の状況
- 6 枠組みの転換**
- 7 変革案・打ち手
- 8 打ち手の検討体制及び実行体制
- 9 行程表（スケジュール）

6 枠組みの転換

コロナ禍での施設利用者の急激な減少とその後の回復、急激な物価高騰など、公共施設に係る社会経済状況の変化を踏まえ、下記のとおり考え方を転換する

◆使用料の改定対象や改定幅は、公共施設の中分類での受益者負担割合の到達率で判断

◆一定の政策目的の実現のために、団体や個人の利用に対して使用料の減免を実施

◆広域集客施設などにおいては、施設の魅力を高めていくために継続的な投資が必要だが、その費用は公費（税金）で負担



◆コロナ禍による施設利用者数減少の回復途上、市民・事業者にも物価高騰の影響が及んでいるという環境下では、

- ・現時点での使用料への転嫁は適当でない
- ・コロナ禍後の利用者の回復状況等は施設によって異なっている

ことから、使用料の改定対象や改定幅の検討は、施設ごとや同種の施設グループでの受益者負担割合到達率で判断

◆施設の性格（収益性等）や減免の政策目的の変化等を踏まえた、減免の見直しを検討

◆広域から利用・集客する施設について、機能強化の必要性、負担の公平性の観点から、市外利用者料金を検討

目次

- 1 目的と目標
- 2 使用料・利用料金とは
- 3 これまでの取組
- 4 現状および課題の把握
- 5 他都市の状況
- 6 枠組みの転換
- 7 変革案・打ち手**
- 8 打ち手の検討体制及び実行体制
- 9 行程表（スケジュール）

7 変革案・打ち手

課題（変革案）を実行するため、以下の打ち手が考えられる。

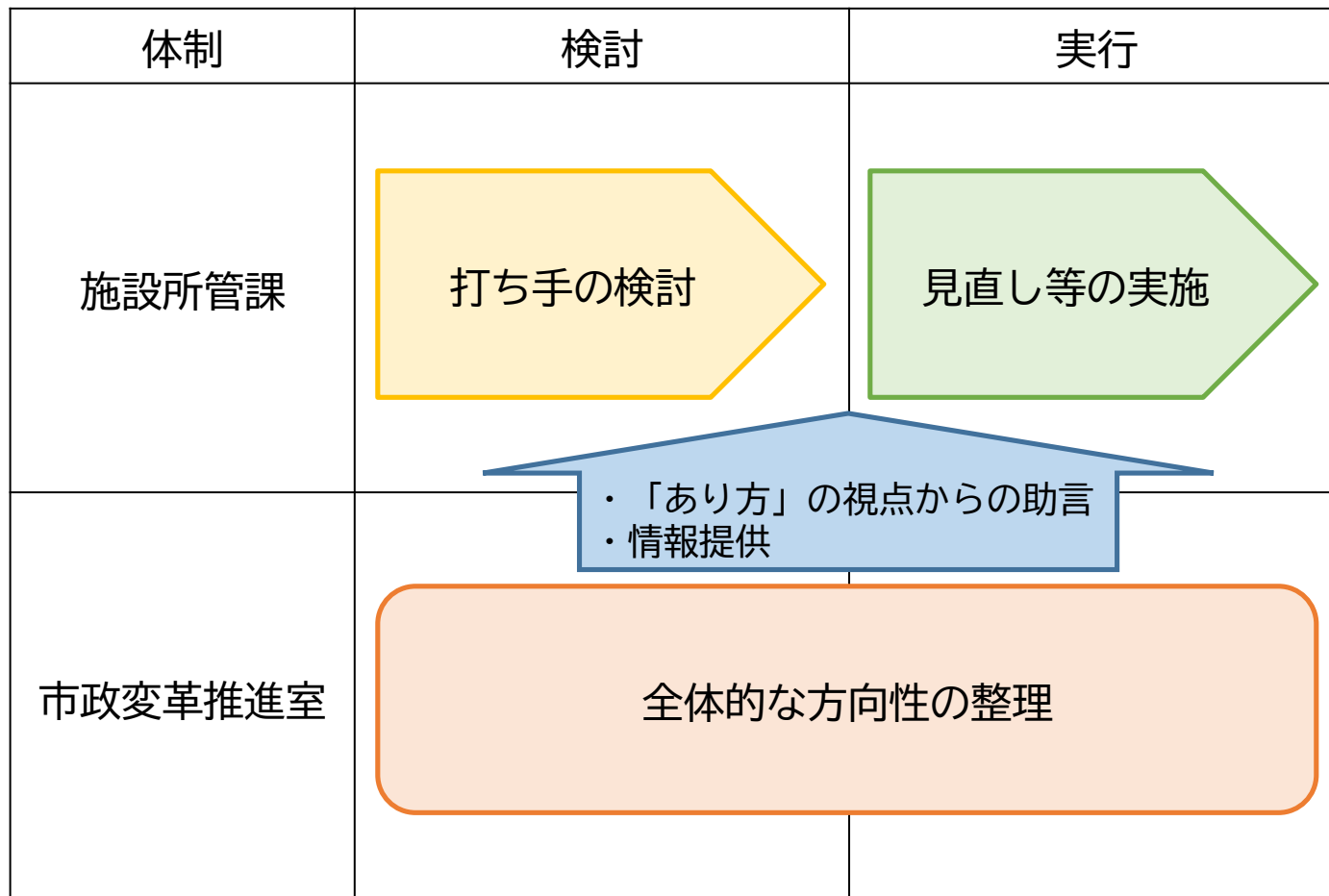
課題 (変革案) 1	【公の施設に係る受益者負担割合の適正水準の維持】 ユーザーニーズに応じた施設改善による利用者増加と運営の効率化によるコスト削減を図りつつ、適正な受益者負担水準を維持する必要がある。
打ち手（案）	○使用料の見直しの検討に際しては、公共施設マネジメントの考え方に基づく施設点検を踏まえた利用者増やコスト削減等の取組により、受益者負担割合の改善を図る。 ○施設ごとに受益者負担割合の到達状況を評価・検証し、基準を満たさない施設については、使用料の見直しを検討、実施する。
課題 (変革案) 2	【公の施設の利用に対する使用料減免の必要性、有効性の確認】 減免制度は受益者負担の原則の視点からは例外的な運用であることから、その目的や有効性が社会経済情勢に合致しているか、不断の見直しに取り組んでいく必要がある。
打ち手（案）	○市の主催・共催・後援などに対する団体減免について、減免の政策目的の検証や、施設の性格と利用実態の整合性等を踏まえ、見直しを検討、実施する。
課題 (変革案) 3	【受益と負担の考え方に基づく新たな収入確保】 施設に対するニーズや利用者層の変化に対応し、施設の魅力を向上させるためには、新たな投資を行っていく必要があるが、公共施設の改修費や維持運営費の多くが公費(税金)で賄われている構造を鑑み、負担の公平性を踏まえた、新たな使用料の設定が必要である。
打ち手（案）	○市外や海外など、広域から利用・集客する施設について、市民以外の利用に対応した使用料の設定について検討、実施する。

目次

- 1 目的と目標
- 2 使用料・利用料金とは
- 3 これまでの取組
- 4 現状および課題の把握
- 5 他都市の状況
- 6 枠組みの転換
- 7 変革案・打ち手
- 8 打ち手の検討体制及び実行体制
- 9 行程表（スケジュール）

8 打ち手の検討体制及び実行体制

○施設（群）ごとに具体的な検討を行い、施設（群）の状況に応じた打ち手を実行する。



目次

- 1 目的と目標
- 2 使用料・利用料金とは
- 3 これまでの取組
- 4 現状および課題の把握
- 5 他都市の状況
- 6 枠組みの転換
- 7 変革案・打ち手
- 8 打ち手の検討体制及び実行体制
- 9 行程表（スケジュール）

9 行程表（スケジュール）

